

個別規程 IIJ モバイル M2M アクセスサービス

令和 8 年 10 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(種類)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
タイプ D	ドコモが提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの
タイプ K	KDDI が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの

第 2 条(品目)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスには、種類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

(1) タイプ D 関係

品目	内容
プラン A	夜間(当社が定める時間帯とします)に当社が定める速度のデータ通信を提供するものであって、回線の通信量に応じた課金を行うもの
プラン B	全ての時間帯に当社が定める速度(下り方向の通信がプラン A より低速なもの)のデータ通信を提供するものであって、回線の通信量に応じた課金を行うもの
プラン C	一定の帯域を定めてデータ通信を提供するものであって、定められた通信帯域に応じた課金を行うもの

(2) タイプ K 関係

品目	内容
プラン A	夜間(当社が定める時間帯とします)に当社が定める速度のデータ通信を提供するものであって、回線の通信量に応じた課金を行うもの
プラン B	全ての時間帯に当社が定める速度(下り方向の通信がプラン A より低速なもの)のデータ通信を提供するものであって、回線の通信量に応じた課金を行うもの

第 3 条(回線種別)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスには、種類毎に、次の回線種別(以下この個別規程において「回線種別」といいます。)があります。

(1) タイプ D 関係

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網を利用するもの
LTE(SMS)	ドコモの LTE 網を利用するものであって、SMS 機能を利用できるもの

(2) タイプ K 関係

回線種別	内容
LTE(SMS)	KDDI の LTE 網を利用するものであって、SMS 機能を利用できるもの

第 4 条(最低利用期間)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約」といいます。)における最低利用期間はありません。

第 5 条(利用資格)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

2 IIJ モバイル M2M アクセスサービスを利用するには、当社が提供する IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの契約者である必要があります。ただし、インターネット接続オプションを利用している場合を除きます。

3 インターネット接続オプションを利用するには、品目をプラン A 又はプラン B とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの契約者である必要があります。

第 6 条(利用条件)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

2 契約者は、IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおいて当社から提供を受けた役務、SIM カードその他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。ただし、法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)に対して販売する場合であって、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

3 種類をタイプ D とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

4 種類をタイプ K とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

5 種類をタイプ D、回線種別を LTE(SMS)とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの契約者は、当該サービスにおいてドコモが提供する危険 SMS 拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、当該機能の適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (i) 種類をタイプ D、回線種別を LTE(SMS)とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの利用開始日に自動適用されます。
- (ii)「SMS 一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

6 種類をタイプ K、回線種別を LTE(SMS)とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの契約者は、当該サービスにおいて、KDDI が提供する迷惑 SMS ブロック設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、KDDI によって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、当該機能の適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。迷惑 SMS ブロック設定の利用には、以下の条件が適用されます。

- (i) 種類をタイプ K、回線種別を LTE(SMS)とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの利用開始日に自動適用されます。

7 契約者は、当社が、IIJ モバイル M2M アクセスサービスを提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約を締結するか、又は、電気通信事業者と相互接続協定を締結することがあることをあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合にあつては、契約者は、かかる電気通信事業者と契約者の契約締結を当社が取次ぐことにより IIJ モバイル M2M アクセスサービスを提供すること(ただし当社から契約者の個人情報の提供は行われません)をあらかじめ同意するものとします。

第 7 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、種類をタイプ D とする IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(変更前の品目で利用している回線(回線に対応する SIM カードを含む)のうち全部の回線について変更後の品目で利用に係らしめる場合に限ります。)
- (2) 回線数(回線数に比例する SIM カード数)

- (3) SIM カードの形状(変更前の SIM カードの形状が標準 SIM カード、マイクロ SIM カード又は nanoSIM カードのいずれかである場合に限ります。また、変更後の SIM カードの形状は、一律マルチ SIM カードとします。)
- (4) 回線種別(同じ種類に限ります。また、SIM カードの変更が同時に行われます。)
- (5) 品目をプラン C とする IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約における帯域の増加又は削減
- (6) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

2 契約者は、次の事項について、種類をタイプ K とする IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(変更前の品目で利用している回線(回線に対応する SIM カードを含む)のうち全部の回線について変更後の品目で利用に係らしめる場合に限ります。)
- (2) 回線数(回線数に比例する SIM カード数)
- (3) SIM カードの形状(変更前の SIM カードの形状がマイクロ SIM カード又は nanoSIM カードのいずれかである場合に限ります。また、マルチ SIM カードへの変更はできません。)
- (4) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

3 第 1 項第 1 号及び前項第 1 号に定める事項の変更においては、暦月単位でのみその変更を行うことができます。

第 8 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ モバイル M2M アクセスサービスには、次のオプションがあります。

- (1) インターネット接続オプション
品目をプラン A 又はプラン B とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスの契約者に対して、インターネット網への通信を提供するものであって、当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

3 インターネット接続オプションの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 9 条(SIM カードの管理)

契約者は、当社が貸与する SIM カードにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、SIM カードの分解、損壊、その他 SIM カードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、SIM カードについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

- (3) 日本国外で SIM カードを使用しないこと
- (4) SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他 SIM カードを利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく SIM カードを当社に返還するものとします。

第 10 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、SIM カードに故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該 SIM カードを当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替カードの送付を行います。

3 SIM カードの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.一時費用(6)に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(亡失品に関する措置)

契約者は、SIM カードを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替カードの送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 9 条(SIM カードの管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の SIM カードを含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、SIM カード再発行手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し SIM カード再発行手数料を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 9 条(SIM カードの管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 12 条(契約者確認)

当社は、契約者確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。)を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が本人確認に応じない場合又は本人確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社は IIJ モバイル M2M アクセスサービスの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る IIJ インターネットサービス契約の解除を行うことができるものとします。

第 13 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 14 条(料金)

契約者が、IIJ モバイル M2M アクセスサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイル M2M アクセスサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 課金開始日の定めにかかわらず、IIJ モバイル M2M アクセスサービスの接続を確立した場合にあっては、当該接続を確立した日が属する月の初日を課金開始日とみなします。ただし、契約者が指定した送付先に SIM カードが到着した日の翌営業日から 3 ヶ月を経過する日までに SIM カードによるデータ通信が確立されない場合にあっては、当該営業日の 3 ヶ月後の日が属する月の初日を課金開始日とします。

第 15 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスは、ドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、IIJ モバイル M2M アクセスサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 16 条(機能の制限)

IIJ モバイル M2M アクセスサービスは、品目をインターネットアクセスとする IIJ モバイル Biz+サービスと併用することはできません。

2 契約者は、第 6 条(利用条件)第 3 項又は第 4 項に掲げる端末設備以外の通信手段を用いた IIJ モバイル M2M アクセスサービスの利用、及び IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

3 契約者は、IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおいて、SIM カードを、音声通話の用途に供してはならないものとします。

4 IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおいては、IIJ モバイル M2M アクセスサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、その目的のために必要な範囲において、以下の措置の全部又は一部を講ずる場合があります。

- (1) 契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限すること
- (2) 短期間に著しく大容量若しくは多数の通信があった場合又は長時間にわたる継続的な通信によって帯域占有がなされている場合等、IIJ モバイル M2M アクセスサービスを提供するための電気通信設備に支障を生じせしめる恐れがあると当社が判断した場合、かかる支障を回避するために必要な範囲において、通信の利用を制限し、又は、通信品質の調整を行う措置を講ずること

附則

平成 26 年 1 月 1 日施行

この契約約款は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

平成 27 年 5 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 27 年 5 月 1 日から実施します。

2 平成 27 年 4 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約は、種類を「タイプ D」とする IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約として有効に存続するものとします。

平成 27 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

平成 28 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 30 年 3 月 15 日変更

この契約約款は、平成 30 年 3 月 15 日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

2 種類をタイプ D とする IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおいて、平成 30 年 11 月 1 日以降に再発行される SIM カードの形状は、一律マルチ SIM カードとします。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和 2 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

令和 2 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 2 月 1 日から実施します。

令和 2 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

令和 3 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

令和 4 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

令和 4 年 3 月 24 日変更

この契約約款は、令和 4 年 3 月 24 日から実施します。

令和 5 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 2 月 1 日から実施します。

令和 6 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

令和 7 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

令和 8 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ モバイル M2M アクセスサービスにおける料金等 [第 14 条 関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

一の IIJ モバイル M2M アクセスサービス契約あたり、当社が別途契約者に示す金額
登録手数料として 1 回線あたり、当社が別途契約者に示す金額

(2) SIM カード

(i)タイプ D

回線種別	SIM カード形状	料金
LTE	標準 SIM カード	0 円
	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円
LTE (SMS)	標準 SIM カード	0 円
	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円

(ii)タイプ K

回線種別	SIM カード形状	料金
LTE (SMS)	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円

(3) SMS 機能料

(i)タイプ D

細目	料金
SMS 初期費用	0 円

(ii)タイプ K

細目	料金
SMS 初期費用	0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

(i)タイプ D

品目	料金
プラン A	基本料金：当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が別途契約者に示す金額
プラン B	基本料金：当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が別途契約者に示す金額
プラン C	基本料金：当社が別途契約者に示す金額 帯域費用：当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)基本サービス料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(ii)タイプ K

品目	料金
プラン A	基本料金：当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が別途契約者に示す金額
プラン B	基本料金：当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)基本サービス料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) SIM カード

(i)タイプ D

回線種別	SIM カード形状	料金
LTE	標準 SIM カード	0 円
	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円
LTE (SMS)	標準 SIM カード	0 円
	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円

(ii)タイプ K

回線種別	SIM カード形状	料金
LTE (SMS)	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円

(3) SMS 機能料

(i)タイプ D

細目	料金
SMS 月額費用	当社が別途契約者に示す金額
SMS 利用料	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)SMS 機能料の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)SMS 利用料とは、SMS の利用に応じて、SMS 月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (3)SMS 利用料は、ドコモが定める契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。
- (4)国外への送信に係る SMS 利用料については、消費税は加算されません。

(ii)タイプ K

細目	料金
SMS 月額費用	0 円
SMS 利用料	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)SMS 機能料の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)SMS 利用料とは、SMS の利用に応じて、SMS 月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (3)SMS 利用料は、KDDI が定める契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。
- (4)国外への送信に係る SMS 利用料については、消費税は加算されません。

(4) 電話ユニバーサルサービス料

細目	料金
電話ユニバーサルサービス料(注 1)	2 円/1 電話番号(注 2)

(注 1)電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められた電話ユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求する電話ユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(5) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注 1)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があります、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

3 一時費用

- (1) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 1 号に基づく品目の変更にあつては、一変更につき帯域変更手数料として 20,000 円(プラン C から他の品目への変更又は他の品目からプラン C への変更の場合に限ります)
- (2) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に基づく回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として 3,000 円
- (3) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 3 号に基づく SIM カードの形状の変更にあつては、変更手数料として 2,500 円
- (4) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 4 号に基づく回線種別の変更にあつては、変更手数料として 2,500 円(SIM カードの変更手数料を含みます)
- (5) 第 7 条(契約内容の変更)第 1 項第 5 号に基づくプラン C における帯域の増加又は削減にあつては、帯域変更手数料として一回の変更につき 20,000 円
- (6) 第 10 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく費用にあつては、SIM カードの故障が自然故障であるか否かにかかわらず SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円
- (7) 第 11 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 2,500 円